

令和3年6月30日

委員名

佐藤 嗣道

委員会の議題によらない、全般的な利益相反の定期的な開示の基準（その1）  
回答表（寄附金・契約金等）

薬事に関する企業からの令和2年度の寄附金・契約金等の受取状況について、以下のとおり回答する。

令和2年度の寄附金・契約金等の受取：  有り  無し

（「有り」にチェックがある場合は以下を記入）

企業名： アッヴィ合同会社

令和2年度における受取額

- 50万円以下  
 50万円超～500万円以下  
 500万円超

【受取額の内訳】

- 寄附金（奨学寄附金含む）  研究契約金  コンサルタント料・指導料  
 特許権・特許使用料・商標権による報酬  
 講演料  原稿執筆料  当該企業の株式  
 その他（ )

企業名： 第一三共株式会社

令和2年度における受取額

- 50万円以下  
 50万円超～500万円以下  
 500万円超

【受取額の内訳】

- 寄附金（奨学寄附金含む）  研究契約金  コンサルタント料・指導料  
 特許権・特許使用料・商標権による報酬  
 講演料  原稿執筆料  当該企業の株式  
 その他（ )

（留意事項）

- ・申告いただいた内容は厚生労働省のウェブサイトに掲載します。
- ・申告対象期間は前年度分です。7月末までに申告をお願いします。
- ・薬事に関する企業は医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する企業を指します。